

# ○勤勉手当の支給について

(平成12年1月31日付け岩警発第98号)

〔沿革〕平成13年5月25日岩警発第595号、平成15年5月12日岩警第838号、平成17年11月17日岩警第1583号、平成18年5月1日岩警第647号、平成20年4月25日岩警第647号、平成21年5月29日岩警第623号、平成23年9月30日岩警第1011号、平成29年9月29日岩警第982号、平成31年2月5日岩警第93号

## 勤勉手当の成績率等の算出要領

(趣旨)

第1 岩手県警察職員(地方警務官を除く。)の勤勉手当の成績率は、この要領の定めるところにより決定するものとする。

(用語の意義)

第2 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与条例 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)をいう。
- (2) 特定幹部職員 行政職給料表又は公安職給料表の職務の級が7級以上の職員であって、給料の特別調整額に係る区分が1種又は2種とされている職を占める者をいう。
- (3) 再任用職員 岩手県警察再任用実施要領の制定について(平成14年7月1日岩警第1008号)により再任用された職員をいう。
- (4) 一般の職員 特定幹部職員及び再任用職員以外の職員をいう。
- (5) 基準日 給与条例第39条第1項に規定する基準日をいう。
- (6) 評定期間 基準日以前6ヶ月以内の期間(中途採用された者については、採用の日から基準日までの期間)をいう。

(評定)

第3 職員の勤勉手当に係る勤務成績(以下「勤務成績」という。)の評定(以下「評定」という。)の実施権者は、本部長とする。

2 評定は、次の表の職員の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の評定者の欄に定める者が評定期間について行うものとする。この場合において、同表の推薦者の欄に定めのあるときは、推薦者の推薦に基づき評定するものとする。

3 前項の推薦は、勤務成績推薦書(様式第1号)により行うものとする。

職員の区分		推薦者	評定者	
特定幹部職員		警務部長	本部長	
特定幹部職員以外の職員	所属長	課長等		警務部長
		署長		
上記以外の職員			所属長	

(成績区分)

第4 評定者は、次の表の成績区分の欄に掲げる区分に応じ、評定するものとする。

成績区分	基 準
A	勤務成績が特に優秀である。(再任用職員以外に限る。)
B	勤務成績が優秀である。
C	勤務成績が良好である。
D	勤務成績が良好でない。
E	勤務成績が良好でない。(戒告処分を受けた者に限る。)
F	勤務成績が良好でない。(減給処分を受けた者に限る。)
G	勤務成績が良好でない。(停職処分を受けた者に限る。)

- 2 評定者は、評定の結果を勤務成績上申書(様式第2号、様式第3号又は様式第4号)により実施権者に上申するものとする。ただし、成績区分をCとした職員については、上申書への記載を省略することができる。
- 3 前項の上申書の提出は、当該上申書を厳封の上、警務部警務課長へ親展文書として送付するものとする。
- 4 実施権者は、第2項の上申書を審査し、必要に応じて同項の規定により記載が省略された職員の勤務状況につき評定者の意見を聴取した上、各職員の成績区分を決定するものとする。

(懲戒処分を受けた退職者等の取扱い)

第5 評定期間内に懲戒処分(免職を除く。)を受けた職員が、基準日前1ヶ月以内に退職し、又は分限免職となった場合(給与条例第39条第5項の規定により勤勉手当を支給せず、又は支給を差し止める場合を除く。)における成績区分は、当該懲戒処分が戒告である場合にはE、減給である場合にはF、停職である場合にはGとすること。

- 2 基準日前1ヶ月以内に分限免職となった職員(評定期間内に懲戒処分を受けた者を除く。)の成績区分は、次の表のとおりとする。

地方公務員法第28条各号に定める場合の別	成 績 区 分
第1号 勤務成績が良くない場合	G
第2号 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合	AからDまでの間で実施権者が定める成績区分
第3号 その職に必要な適格性を欠く場合	
第4号 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	

(優秀職員の成績率)

第6 優秀職員(成績区分がB以上の職員をいう。以下同じ。)の成績率は、岩手県人事委員会が定める成績率の範囲内において、当該成績率下限の率(以下「基準成績率」という。)に、次の(1)に掲げる額から(3)及び(4)に掲げる額を減じた額を(2)に掲げる額で除して得た率を加算した率とする。この場合において、小数点第5位以下は切り捨て、第4位までを計上するものとする。

- (1) 給与条例第39条第2項に規定する勤勉手当の額の総額(以下「勤勉手当の額の総額」という。)

(2) 優秀職員ごとの給与条例第39条第2項の勤勉手当基礎額（同条第4項の規定により準用する同条例第38条第5項の額を含む。）（以下「勤勉手当基礎額」という。）の総額

(3) 優秀職員ごとの勤勉手当基礎額にそれぞれの期間率及び基準成績率を乗じて得た額の総額

(4) 成績区分がC以下である職員ごとの勤勉手当基礎額にそれぞれの期間率及び成績率を乗じて得た額の総額

2 前項の規定による成績率の算出は、特定幹部職員、再任用職員及び一般の職員を区分して行うものとし、決定した成績率は、その都度通知するものとする。

（優秀職員の数等）

第7 成績区分をAとする職員の数、基準日に在職する職員であって勤勉手当の支給対象となる職員の数、100分の10（特定幹部職員は100分の5）以内の数とし、成績区分をBとする職員の数、100分の30以内の数とし、その都度決定するものとする。この場合において1未満の端数は四捨五入するものとする。

なお、再任用職員に係る優秀職員の数については、当該職員数に係る勤勉手当の額の総額を超えない範囲内において決定することができるものとする。

2 実施権者は、評定者が成績区分をA又はBとすることができる職員の数、基準日ごとに、前項に定める数の範囲内において、所属の職員数を勘案して定め、評定者に通知するものとする。

3 第6第2項の規定は、第1項の規定による優秀職員の数の算出について準用する。

（評定に当たっての留意事項）

第8 評定者は、職務と職責の類似するそれぞれの職ごとに評定を行い、成績区分がA又はBと評定される職員が特定の職又は係に属する者に偏しないよう配慮するものとする。

（勤勉成績選考結果の通知）

第9 成績区分の選考結果がC以外の職員にあつては、「勤勉成績選考結果通知書」（様式第5号）により評定者に通知するものとする。

（成績区分の職員への通知）

第10 評定者は、勤勉手当の支給日に、当該手当に係る成績区分がAの職員にあつては、「勤勉手当特別高率支給通知書」（様式第6号）を、Bの職員にあつては「勤勉手当高率支給通知書」（様式第7号）を、DからGの職員にあつては「勤勉手当低率支給通知書」（様式第8号）をそれぞれ交付するものとする。

2 評定者は、勤勉手当低率支給通知書を交付した職員に対し、改善のため必要な指導をするものとする。

附 則

この要領は、平成12年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。ただし、第4第2項の改正部分は、同年9月29日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月5日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

勤務成績推薦書

(評定者) 岩手県警察本部長 殿  勤務成績優秀職員の推薦について 年 月支給期の勤勉手当に係る勤務成績優秀職員を、次のとおり推薦します。					年 月 日
					(推薦者、職、氏名)   ㊟
職員番号	職名	氏名	給料表名	級、号給	推薦理由
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	
				—	

- 1 推薦職員の数は、推薦対象職員の30%以内（端数は切り上げ）とすること。
- 2 職名欄には、「〇〇部長」、「〇〇署長」等と記入すること。

勤務成績上申書（一般の職員用）

(実施権者) 岩手県警察本部長 殿  勤務成績の評定結果について（上申） 年 月支給期の勤勉手当に係る勤務成績の 評定結果を、次のとおり上申します。					年 月 日	
					(評定者、職、氏名)	
㊟						
評定	職員番号	職名	氏名	給料表名	級、号給	評定理由
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	

- 懲戒処分を受けた者については、評定理由欄に懲戒処分の区分を記入すること。
- 職名欄には、「巡査部長」、「事務職員」等と記入すること。
- 評定理由欄は、評定した理由を簡記すること。

勤務成績上申書（特定幹部職員用）

(実施権者) 岩手県警察本部長 殿  勤務成績の評定結果について（上申） 年 月支給期の勤勉手当に係る勤務成績の評定結果を、次のとおり上申します。					年 月 日		
					(評定者、職、氏名)		
④							
評定	職員番号	職名	氏名	給料表名	級、号給	給料の特別調整額区分	評定理由
					—		
					—		
					—		
					—		
					—		
					—		
					—		
					—		
					—		
					—		
					—		

- 懲戒処分を受けた者については、評定理由欄に懲戒処分の区分を記入すること。
- 職名欄には、「〇〇部長」、「〇〇署長」等と記入すること。
- 評定理由欄は、評定した理由を簡記すること。

勤務成績上申書（再任用職員用）

(実施権者) 岩手県警察本部長 殿  勤務成績の評定結果について（上申） 年 月支給期の勤勉手当に係る勤務成績の 評定結果を、次のとおり上申します。					年 月 日	
					(評定者、職、氏名)	
④						
評定	職員番号	職名	氏名	給料表名	級、号給	評定理由
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	
					—	

- 1 懲戒処分を受けた者については、評定理由欄に懲戒処分の区分を記入すること。
- 2 職名欄には、「巡査部長」、「事務職員」等と記入すること。
- 3 評定理由欄は、評定した理由を簡記すること。





様式第 6 号

年	月	日
殿		
勤勉手当特別高率支給通知書		
勤務成績が良好であったので、勤勉手当は特別高率支給になっています。		
引き続き勤務に精励してください。		
所 属 長		

( A 5 版 )

様式第 7 号

年	月	日
殿		
勤勉手当高率支給通知書		
勤務成績が良好であったので、勤勉手当は高率支給になっています。		
引き続き勤務に精励してください。		
所 属 長		

( A 5 版 )

年 月 日

殿

## 勤勉手当低率支給通知書

勤務成績が良好でなかったため、勤勉手当の支給率を低率にしてあります。

勤務成績の向上を期待します。

所 属 長